

(平成23年12月14日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認旭川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3 件

厚生年金関係 3 件

第1 委員会の結論

申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）における申立期間④から⑱までに係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成元年1月から同年12月までは24万円、2年1月から同年8月までは22万円、同年9月は26万円、同年10月は30万円、同年11月は28万円、3年6月及び同年7月は30万円、同年8月及び同年9月は28万円、同年10月及び同年11月は30万円、4年5月は26万円、同年6月は30万円、同年7月は28万円、同年8月は26万円、同年9月は30万円、同年10月及び同年11月は28万円、5年7月及び同年8月は32万円、同年9月は28万円、同年10月、同年11月及び6年6月は30万円、同年7月は28万円、同年8月は30万円、同年9月は36万円、同年10月は32万円、同年11月は28万円、7年6月は32万円、同年7月及び同年8月は34万円、同年9月は36万円、同年10月は32万円、同年11月は28万円、8年5月は30万円、同年6月は36万円、同年7月及び同年8月は38万円、同年9月及び同年10月は36万円、同年11月は38万円、9年4月は30万円、同年5月及び同年6月は34万円、同年7月は36万円、同年8月は34万円、同年9月は36万円、同年10月は38万円、同年11月は36万円、10年5月及び同年6月は32万円、同年7月は36万円、同年8月は32万円、同年9月は38万円、同年10月及び同年11月は41万円、11年5月は38万円、同年6月は41万円、同年7月から同年9月までは38万円、同年10月は36万円、同年11月は34万円、12年5月は36万円、同年6月及び同年7月は38万円、同年8月は36万円、同年9月は38万円、同年10月は44万円、同年11月は38万円、同年12月は34万円、13年1月は36万円、同年2月は30万円、同年5月及び同年6月は34万円、同年7月は38万円、同年8月及び同年9月は36万円、同年10月は34万円、同年11月及び同年12月は36万円、14年1月は38万円、同年2月及び同年6月から同年8月までは36万円、同年9月は38万円、同年10月は36万円、同年11月及び15年1月は34万円、同年5月は36万円、同年6月は38万円、同年7月及び同年8月は36万円、同年9月は38万円、同年10月は36万円、同年11月は34万円、16年1月は36万円、同年2月は34万円、同年6月は36万円、同年7月は41万円、同年8月は36万円、並びに同年9月及び同年10月は38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

- 申立期間： ① 昭和60年5月1日から61年1月7日まで
② 昭和61年5月1日から62年1月6日まで
③ 昭和62年5月1日から63年1月7日まで
④ 昭和63年5月2日から平成3年1月1日まで
⑤ 平成3年5月7日から同年12月21日まで
⑥ 平成4年5月1日から5年1月7日まで
⑦ 平成5年5月10日から6年1月7日まで
⑧ 平成6年5月14日から7年1月5日まで
⑨ 平成7年5月8日から8年1月7日まで
⑩ 平成8年5月7日から9年1月10日まで
⑪ 平成9年4月1日から10年1月11日まで
⑫ 平成10年5月6日から11年1月10日まで
⑬ 平成11年5月1日から12年1月9日まで
⑭ 平成12年5月1日から13年3月1日まで
⑮ 平成13年5月22日から14年3月1日まで
⑯ 平成14年6月3日から15年2月11日まで
⑰ 平成15年5月16日から16年3月16日まで
⑱ 平成16年6月14日から17年1月1日まで
⑲ 平成4年1月10日から同年4月28日まで
⑳ 平成5年1月8日から同年4月29日まで
㉑ 平成6年1月7日から同年5月11日まで
㉒ 平成7年1月6日から同年5月1日まで
㉓ 平成8年1月8日から同年5月1日まで
㉔ 平成9年1月10日から同年3月26日まで
㉕ 平成10年1月12日から同年5月6日まで
㉖ 平成11年1月11日から同年4月21日まで
㉗ 平成12年1月11日から同年4月26日まで

申立期間①から⑱までについて、昭和54年にC株式会社（申立期間当時は、A株式会社）に入社したが、昭和60年頃に経理担当者が替わり、実際の報酬と比べ大幅に標準報酬月額が相違しているのを、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

申立期間⑲から㉗までについて、平成4年から12年までD県のE株式会社で冬期間の季節労働者として勤務していた。

実際の報酬と標準報酬月額が相違しているのを、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①から⑱までについて、申立人は、A株式会社における実際の報酬月額と標準報酬月額が相違していると申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」とい

う。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人から提出された申立期間に係る給与所得の源泉徴収票、町民税・都道府県民税特別徴収税額の通知書、町民税・都道府県民税賦課決定通知書及び給与明細書から、申立期間④から⑱までのうち、平成元年1月から同年12月までは24万円、2年1月から同年8月までは22万円、同年9月は26万円、同年10月は30万円、同年11月は28万円、3年6月及び同年7月は30万円、同年8月及び同年9月は28万円、同年10月及び同年11月は30万円、4年5月は26万円、同年6月は30万円、同年7月は28万円、同年8月は26万円、同年9月は30万円、同年10月及び同年11月は28万円、5年7月及び同年8月は32万円、同年9月は28万円、同年10月、同年11月及び6年6月は30万円、同年7月は28万円、同年8月は30万円、同年9月は36万円、同年10月は32万円、同年11月は28万円、7年6月は32万円、同年7月及び同年8月は34万円、同年9月は36万円、同年10月は32万円、同年11月は28万円、8年5月は30万円、同年6月は36万円、同年7月及び同年8月は38万円、同年9月及び同年10月は36万円、同年11月は38万円、9年4月は30万円、同年5月及び同年6月は34万円、同年7月は36万円、同年8月は34万円、同年9月は36万円、同年10月は38万円、同年11月は36万円、10年5月及び同年6月は32万円、同年7月は36万円、同年8月は32万円、同年9月は38万円、同年10月及び同年11月は41万円、11年5月は38万円、同年6月は41万円、同年7月から同年9月までは38万円、同年10月は36万円、同年11月は34万円、12年5月は36万円、同年6月及び同年7月は38万円、同年8月は36万円、同年9月は38万円、同年10月は44万円、同年11月は38万円、同年12月は34万円、13年1月は36万円、同年2月は30万円、同年5月及び同年6月は34万円、同年7月は38万円、同年8月及び同年9月は36万円、同年10月は34万円、同年11月及び同年12月は36万円、14年1月は38万円、同年2月及び同年6月から同年8月までは36万円、同年9月は38万円、同年10月は36万円、同年11月及び15年1月は34万円、同年5月は36万円、同年6月は38万円、同年7月及び同年8月は36万円、同年9月は38万円、同年10月は36万円、同年11月は34万円、16年1月は36万円、同年2月は34万円、同年6月は36万円、同年7月は41万円、同年8月は36万円、並びに同年9月及び同年10月は38万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の書類は残っていないことから不明としているが、申立人から提出された資料において確認できる保険料控除額又は振込給与額から推認される報酬月額に見合う標準報酬月額とオンライン記録で確認できる標準報酬月額が、長期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該資料で確認できる報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所(当時)は、

当該期間の標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間④のうち平成2年12月、申立期間⑤のうち3年5月、申立期間⑥のうち4年12月、申立期間⑦のうち5年5月、同年6月及び同年12月、申立期間⑧のうち6年5月及び同年12月、申立期間⑨のうち7年5月及び同年12月、申立期間⑩のうち8年12月、申立期間⑪のうち9年12月、申立期間⑫のうち10年12月、申立期間⑬のうち11年12月、申立期間⑭のうち14年12月、申立期間⑮のうち15年12月、並びに申立期間⑯のうち16年11月及び同年12月については、申立人から提出された申立期間に係る給与所得の源泉徴収票、町民税・都道府県民税特別徴収税額の通知書、町民税・都道府県民税賦課決定通知書及び給与明細書から、推認又は確認できる厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額又は下回っていることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

また、申立期間①から③まで、及び申立期間④のうち昭和63年5月から同年12月までの期間について、申立人は給与明細書等の資料を所持しておらず、B株式会社は、当時の書類は残っていないと回答しており、このほか当該期間の厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間⑱から㉓までについて、申立人は、E株式会社における実際の報酬月額と標準報酬月額が相違していると主張している。

しかしながら、E株式会社から提出された申立人に係る給与所得退職所得に対する所得税源泉徴収簿（平成8年分から12年分まで）に記載されている社会保険料等の控除額と、申立人から提出された給与所得の源泉徴収票（平成8年分、9年分、11年分及び12年分）に記載されている同社分の社会保険料等の控除額は一致している上、同徴収簿で申立人の給与から控除されている厚生年金保険料額はオンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間⑱から㉓までについて、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、株式会社B）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和37年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年11月21日から同年12月1日まで

A株式会社D支店に勤務していた期間のうち、昭和37年11月21日から同年12月1日までの期間が厚生年金保険の未加入期間となっているが、同社D支店には継続して勤務しており、厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録（昭和32年10月30日取得から53年5月31日離職まで）及び複数の同僚の供述により、申立人は申立期間において、A株式会社D支店に勤務していたことが認められる。

また、適用事業所名簿によると、A株式会社D支店は昭和37年12月1日に厚生年金保険の適用事業所となっているところ、申立人と同様に、同年11月21日に同社C支店で厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年12月1日に同社D支店で被保険者資格を取得していることが確認できる40人のうち16人が、申立期間以前から同社D支店で継続して勤務していたと回答していることから、同社D支店に勤務する社員の厚生年金保険については、申立期間以前は同社C支店を適用事業所として加入させていたものと推認できる。

さらに、前述の16人のうち5人は、「申立期間については、給与から厚生年金保険料が控除されていた。」と供述している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA株式会社C支店における昭和37年10月の社会保険事務所（当時）の記録から1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間の申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

旭川厚生年金 事案947（事案364及び535の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、労働者年金保険被保険者として労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年12月1日から19年6月1日まで

私が第*期生で卒業した私立A学校関係の資料「B」に、「昭和18年12月1日、第*期生が卒業してC部へ巣立って行った。」と記述されており、これは、私がD株式会社E事業所に勤務していたことの証明である。また、前回の申立てのとおり、提出した資料「労働者年金保険被保険者必携 D株式会社E事業所」に、労働者は強制被保険者になる旨の記述があった。

申立期間について、労働者年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人提出の徴用変更命令書及び青年学校手帳の記載から、申立人が、申立期間においてD株式会社E事業所に勤務し、設計製図（事務系）の業務に就いていたことが確認できるものの、i) 申立期間は、厚生年金保険法の前身である労働者年金保険法（昭和17年6月施行）の適用の期間で、労働者年金保険の加入対象者は「筋肉労働者」であり、申立人のような事務系の従業員は加入対象とならないと考えられること、ii) 労働者年金保険被保険者名簿によれば、申立人と同様に、昭和17年1月1日（労働者年金保険制度の試行時期）に労働者年金保険の被保険者資格を取得し、同年6月27日に同資格を喪失した記録となっている者が100人以上存在し、このうち連絡の取れた9人は、すべて事務系（設計、試験等）の業務に就いていた旨回答していることを踏まえれば、当時、D株式会社E事業所では、労働者年金保険制度の発足時に、事務系の従業員も含めて被保険者としたものの、事務系の従業員については、17年6月27日に一斉に被保険者資格を喪失させたものと推認されること、iii) 申立人が記憶していた同僚二人には申立期間において労働者年金保険の加入記録が存在しているものの、このうち連絡の取れた

一人は、「(自分は、)組立工であった。」と回答しており、申立人とは異なる業種(筋肉労働者)であったものと考えられること、iv) 連絡の取れた元従業員(事務系)からは、労働者年金保険に未加入となっている期間において労働者年金保険料を給与から控除されていた旨の証言は得られなかったこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成22年2月19日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、申立人は、再申立てを行い、F町役場で保管していた自身に係る履歴書の記載で、私立A学校卒業(昭和18年12月1日)と同時に、D株式会社E事業所の技術員(昭和18年12月1日付け、月俸45円)を命ぜられたことが判明したとし、さらに、当時、会社からもらった労働者年金保険に関する冊子の記載から、自身も労働者年金保険の被保険者に該当すると思うと主張し、当該履歴書と「労働者年金保険被保険者必携 D株式会社E事業所」(以下「被保険者必携」という。)を提出しているものの、当該履歴書において、申立人が申立期間において月俸者として勤務していたことが確認できる一方で、被保険者必携には、月俸者は労働者年金保険法の被保険者に該当しない旨の記載があり、申立人が、申立期間において労働者年金保険法の被保険者に該当していたとは考え難いことを理由として、既に当委員会の決定に基づく平成23年1月21日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、当時の私立A学校関係の資料である「B」を新たに提出し、当該資料が申立事業所に勤務していたことの証明となると主張していることに加え、前回の申立ての際に提出した被保険者必携において、労働者は強制的に労働者年金保険の被保険者に該当する旨の記述があるため再確認してほしいと申し立てている。

しかしながら、当初の申立てにおいて、既に申立人が申立期間にD株式会社E事業所に勤務していたことが認められているほか、被保険者必携には、申立人が主張しているとおりの、労働者は強制被保険者になる旨の記述があるものの、前回の申立てに係る当委員会の決定理由のとおりの、申立人のような月俸者については被保険者に該当しない旨記載されている。

また、前回の申立ての際に申立人から被保険者必携と併せて提出された「職員給料規則」には、「職員」の俸給は月俸とすることが記載されており、被保険者必携には、月俸者は「職員」とみなすと記載されているところ、D株式会社E事業所に係る厚生年金保険被保険者台帳によれば、申立人の昭和17年6月27日付けの被保険者資格喪失原因は、「職員」と記載されていることから、申立人は、申立期間当時、労働者年金保険の被保険者の対象とならない「職員」として勤務していたものと考えられる。

さらに、申立人が現在も交流している私立A学校の*期生の同僚5人についても、厚生年金保険被保険者台帳によれば、被保険者資格は申立人と同様

に、昭和 17 年 6 月 27 日に一旦喪失しており、資格喪失原因も、「職員」と記載されている。

その上、「B」には労働者年金保険の適用状況及び保険料の控除についての記載は無く、当該資料の発行者に照会したところ、「労働者年金保険の適用について、職種に差異があったかどうかについては不明。」と回答しており、申立人に係る労働者年金保険の適用の有無について確認できない。

以上のことから、今回の申立人の主張は、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、このほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

旭川厚生年金 事案 948 (事案 160 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 2 月 1 日から 39 年 3 月 26 日まで

A株式会社で勤務していた申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いため、年金記録に係る確認申立てを行ったが、年金記録の訂正が行われない旨の通知を受けた。委員会の判断理由に、当時の事業主も死亡している等の理由から、これ以上の調査ができない旨の記載があるが、A株式会社B工場には、私よりも若い女性事務員二人と男性事務員一人が、当時、勤務しており、生存している可能性があるので探して調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の業務内容についての供述、及び当時の同僚の証言から、申立人が申立期間当時においてA株式会社に勤務していたことはいくつかのものが、i) 申立人の入社及び退社時期を特定できる証言は得られないこと、ii) 当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主も死亡しているため、申立人の実際の勤務期間を確認できる人事記録等の資料、及び厚生年金保険の適用に係る証言を得ることができないこと、iii) 申立人は、自らが正社員として勤務していた理由として、「白い角ばったツバの付いた帽子を渡された。」旨述べているところ、複数の元従業員からは、当該事業所は食料加工の業務を行っていることから、正社員以外にも白い帽子を着用していた者が存在していた旨の証言があり、このほかに、申立人の雇用形態を確認できる関連資料等は見当たらないこと、iv) 同社では厚生年金保険に加入しないまま勤務していた従業員が多数存在していたものと推認されること等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 3 月 12 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、当時、申立人より若い事務員 3 人が勤務しており、生存し

ている可能性があるので、探して調査をしてほしいと再申立てを行っている。

しかしながら、申立期間当時、A株式会社において厚生年金保険の加入記録が確認できる同僚11人に照会したところ、9人から回答があったが、このうち二人は申立人の主張する事務員について、「現場の仮事務所にいた者のことだと思う。工場内の出勤人数を確認するための者であり、社員ではない。」「現場事務所の方は、季節雇用だと思う。」と回答しているほか、申立人の主張する事務員を特定できる回答は無いことから照会することができない。

また、本社等で総務・経理を担当していたとする別の同僚は、「A株式会社は、昭和62年に解散し清算完了のため、関係資料は残っていない。」と回答しており、申立人の勤務期間や厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

このほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

旭川厚生年金 事案949（事案871の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年5月1日から36年8月20日まで

A株式会社B事業所において厚生年金保険に加入していた期間について、脱退手当金を受給したことになっているが、請求したことも受給したことも無いので年金記録に係る確認申立てをしたところ、認められず納得がいがない。

今回、勤務していた当時の経理担当者の名前を思い出したので、再度調査し、申立期間について、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約3か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえないこと、ii) 申立期間の脱退手当金の支給決定日は通算年金制度創設後であるが、請求を行ったのは制度創設前であると考えられ、当時は20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったことから、申立期間に係る事業所を退職後、昭和43年10月5日に厚生年金保険に再加入するまで公的年金への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえないこと、iii) 申立期間の前の被保険者期間については、脱退手当金を支給する際の計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、この被保険者期間については、申立期間とは別の記号番号で管理されており、オンライン記録において、当該記号番号が統合処理されたのは平成22年9月14日であることが確認できることから、当該一部未請求となっていることが直ちに不自然であるとまでは言えないこと、iv) 申立人から聴取しても、脱退手当金を受給していない旨の主張のほかに、申立人が脱退手当金を受給していない

ことをうかがわせる事情は見当たらないこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成23年7月22日付け年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

今回、申立人は前回の委員会の決定結果に納得できないとし、新たに申立期間当時の経理担当者3人を思い出したので再調査してほしいと再申立てを行っているものの、当該3人からは、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる証言等は得られなかったことから、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらない。

ところで、年金記録確認第三者委員会は、「年金記録に係る申立てに対するあっせんに当たっての基本方針」(平成19年7月10日総務大臣決定)に基づき、公正な判断を示すこととしており、判断の基準は、「申立ての内容が、社会通念に照らし『明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと』」とされている。

脱退手当金の申立事案は、年金の記録には脱退手当金が支給されたことになっているが申立人は脱退手当金を受け取っていないというものである。脱退手当金が支給される場合は、所定の書面等による手続が必要とされているが、本事案では保存期間が経過してこれらの書面等は現存していない。それゆえ、脱退手当金の支給を直接証明づけられる資料が無い下で、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾が存在しないか、脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる事情が無いかなどいわゆる周辺の事情から考慮して判断をしなければならない事案である。

本事案では、申立人の申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失してから約3か月後に支給決定がなされていることなどから、むしろ脱退手当金が支給されていることをうかがわせる周辺事情が存在し、一方で申立人が脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる周辺事情が見当たらない。

したがって、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。